

平成21年度 市民参加実施予定・実施状況 調査・評価シート

【事業名】 和光市斜面地建築物の構造の制限に関する条例の改正

部 名	建設部	事業開始年度	平成21年度	事業終了年度	平成21年度
課 名	建築課	対象事業等の区分	市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃又は市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃		

1 事業内容、及び事業を実施するうえで市民参加を行う目的

事業の概要
<p>和光市斜面地建築物の構造の制限に関する条例は建築基準法第50条の規定に基づき定めたものであるが、同法第52条の規定に基づく容積率の算定にあたり、斜面地において建築される建築物では、地階となる住戸面積が一定限度内で容積率算定上の面積に算入されない。そのため、平坦地では建築できない大規模な住戸面積の建築物が建築でき、圧迫感や工事内容の不安など様々な内容での近隣紛争が生じてきている。そこで、周辺住環境と調和した平坦地と同様の土地利用を誘導していくため、また近隣市とも合わせ、建築基準法第52条第5項の規定に基づき、斜面地建築物の容積率の算定に係る地盤面を定めることを追加するものである。</p>

市民参加を実施する目的
<p>条例の改正案が建築基準法の規定に基づくもので専門用語が使用されているため、その内容を市民が理解しやすいよう図解資料を作成し、公表する。</p>

市民参加の方法		
実施方法	この方法を実施する目的	参加が期待される住民等（属性等）
パブリック・コメント	周辺住環境と調和させるよう、一定限度を超える斜面地における住宅用途の建築物の延べ面積を制限するため、建築基準法の規定に基づき地方公共団体で定めることができるので、そのことについて広く市民に意見を募集するものである。	幅広い市民

2 事務事業に対し、実施する市民参加方法

・パブリック・コメント

予 定				結 果			
意見提出時期	平成21年10月頃			意見提出期間	平成21年10月1日 ~ 平成21年10月20日		
日数	20 日間			日数	20 日間		
周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 <input checked="" type="checkbox"/> HP <input checked="" type="checkbox"/> 窓口 <input checked="" type="checkbox"/> 行政資料コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 公民館 <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> その他 ()			周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 <input checked="" type="checkbox"/> HP <input checked="" type="checkbox"/> 窓口 <input checked="" type="checkbox"/> 行政資料コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 公民館 <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> その他 ()		
説明会	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	時期	—	説明会	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	時期	—
場所	—			場所	—		
想定件数	2 件			提出結果	0 件	0 人	
実施にあたり工夫すること	埼玉県や民間の建築確認等審査機関に対する周知が必要なため、公布から施行までの周知期間を3ヶ月間とし、12月議会上程した。この時期とした。			意見の取り扱い			
				意見を反映し、案を修正した			件
				案を修正しなかった			件
その他（感想、その案件以外への意見等）			件				
結果の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	時期	平成21年11月	結果の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	時期	平成21年11月

目的の達成状況

今回の意見募集については、専門的な事項を広く市民にわかりやすいよう図解資料を添付して行ったが、斜面地における特別な建築方法についてのみ制限する内容であることで、一般の住宅等ではほとんど該当してこないことから意見がなかったものと考えられる。

3 事業実施後の目的達成状況

1 の目的の達成状況（事業に市民参加の効果が反映されたか）

今回の意見募集については、専門的な事項を広く市民にわかりやすいよう図解資料を添付して行ったが、斜面地における特別な建築方法についてのみ制限する内容であることで、近隣の住環境の保護を目的としているため、一般の住宅等ではほとんど該当してこないことから反対等の意見がなかったものと考えられる。

4 事業実施前に市民参加推進会議の評価や意見を受けて、対応を図ったこと

【市民参加推進会議】

【所管課】

市民参加対象事業の市民参加の方法を評価する際の視点	市民参加推進会議の評価を受けての対応
1 市民参加の組み合わせ実施時期 (パブリックコメント・意見交換会・審議会等の組み合わせ方、実施時期・回数)	(反映したことや反映しなかった場合の説明)
2 市民参加の目的と目標値 (その市民参加の方法を行う目的、目的に対する費用対効果、参加人数等の目標値)	(反映したことや反映しなかった場合の説明)
3 参加しやすい工夫 (効果的な周知や会議運営(開催時間、委員の構成等)の工夫)	(反映したことや反映しなかった場合の説明)
4 市民意見の取り扱い	(反映したことや反映しなかった場合の説明)
5 その他 (特記事項)	(反映したことや反映しなかった場合の説明)

5 市民参加対象事業の市民参加の方法についての事後評価【市民参加推進会議】

市民参加対象事業の市民参加の方法を評価する際の視点	
1 市民参加の組み合わせ実施時期 (パブリックコメント・意見交換会・審議会等の組み合わせ方、実施時期・回数)	2 市民参加の目的と目標値 (その市民参加の方法を行う目的、目的に対する費用対効果、参加人数等の目標値)
・近隣紛争が発生し、条例改正の必要性が大きいかかわらず、パブリック・コメントしか実施しないのは適切でなかった。都市計画審議会などで審議する機会も設ける必要があった。	・パブリック・コメントは、意見提出数がゼロであり、想定件数が達成されなかった。
3 参加しやすい工夫 (効果的な周知や会議運営(開催時間、委員の構成等)の工夫)	4 市民意見の取り扱い (パブリックコメントや審議会等の意見に対する取り扱い)
・パブリック・コメントは、わかりやすい情報提供、また、市民に伝えようとする努力が必要であった。	・パブリック・コメントは、意見提出がなかったため、評価できない。
5 その他 (特記事項)	



和光市市民参加推進キャラクター「タマ」

6 全体評価【市民参加推進会議】

おおむね適切である	一部適切である	適切でない
-----------	---------	-------